

身体拘束防止委員会 ～指針～



医療法人上善会

介護老人保健施設 聖紫花の杜

入所

入所 身体拘束防止委員会 指針

1 身体拘束に関する基本的な考え方

聖紫花の杜では、身体拘束を検討し、または利用者様に実施する際に、以下の事項を参照に行います。

① 身体拘束は、利用者様の生活の自由を制限することであり、利用者様の人権を守るために基本的には行わないことを原則とする。

聖紫花の杜では、利用者様の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が利用者様の身体的・精神的弊害、苦痛を理解し、身体拘束防止に向けた意識をもち、身体拘束をしない介護サービスの提供を実践することとする。

※施設運営基準（省令 40）同条（第 13 条）第 4 項及び第五項では当該利用者様又は他の利用者様の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止する。

② **緊急・やむを得ない場合の例外三原則**

利用者個々の心身の状況を勘案し、認知症の症状・BPSD・障害・疾病を理解したうえで、身体拘束行わない介護の提供をすることが原則である。しかし利用者の状態が、以下の 3 つ要件すべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束行うことがある。

- | | |
|---------|--|
| I、切迫性 | 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと |
| II、非代替性 | 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替（他の方法）する介護方法がないこと |
| III、一時性 | 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること |

2 身体拘束防止に関する聖紫花の杜の方針

① 身体拘束の原則禁止

聖紫花の杜においては、原則として、利用者に対する身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

② やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束防止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3つの要素の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得るものとする。

また、身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除するように努める。

③ 日常の介護サービスにおける留意事項

身体拘束を行わなければならない状況を生じさせないために、日常、現場で以下のことに取り組む。

- ・利用者様中心の行動、尊厳ある施設生活になるよう援助する。
- ・接遇等の「言葉や対応」で、利用者様の精神的な自由を妨げない。
- ・利用者様の思いを汲みとり、利用者の意向に沿った介護サービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応に努める。
- ・利用者様の安全を確保する観点から、利用者様の自由（身体的・精神的）を安易に妨げない。
やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束委員会にて身体拘束の必要性を検討した上で実施する。
- ・「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながら、利用者様中心の施設生活をして頂けるよう介護サービスを援助する。

3 やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を守る為の措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の手順に従って実施する。

① カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束防止委員会を中心として、多職種共同にて、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を安易に行う前に、切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。

その上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、①拘束方法、②場所、③時間帯、④期間、等について検討し本人・家族に対する説明を必ず実施する。また、拘束廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に開催する。

② 利用者様本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・場所・期間・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族に対し、身体拘束の内容と今後の方向性、利用者の状態等を説明し、同意を得た上で実施する。

③ 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、記録として、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由等を記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。その記録を保存し、行政担当部局の实地指導・監査指導が行われる際に提示できるようにする。

④ 拘束の解除

上記③に規定する記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性が無くなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合は、契約者・家族に報告する。

【介護保険指定基準に規定する身体拘束禁止の対象となる具体的行為】

- ・徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ・車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ・脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着させる
- ・他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

4 身体拘束防止に関する各職種の役割

身体拘束を廃止する為に、チームケアは必要不可欠です。各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たすこととする。

職種ごとの役割

【施設長】

- ・身体拘束防止委員会の総括管理
- ・現場における諸課題の総括責任

【医師】

- ・医療行為への対応
- ・看護職員との連携

【看護職員】

- ・医師との連携
- ・施設における医療行為の範囲の整備
- ・重度化する利用者の状態観察
- ・記録の整備

【生活相談員・介護支援専門員】

- ・身体拘束廃止に向けた職員教育
- ・医療機関、家族との連絡調整
- ・家族の意向に添ったケアの確立
- ・施設のハード、ソフト面の改善
- ・チームケアの確立
- ・記録の整備

【介護職員】

- ・拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- ・利用者様の尊厳を理解する
- ・利用者様の疾病、障害等による行動特性を理解する
- ・利用者様個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- ・利用者様とのコミュニケーションを充分にとる
- ・記録の整備

5 身体拘束防止に関する体制

設置及び目的

身体拘束防止委員会を設置し、身体拘束防止に向けての現状把握及び改善、身体拘束を実施せざるを得ない場合の手続き、身体拘束を実施した場合の解除方法等を検討するとともに、身体拘束防止に関する取り組み等を全職員へ指導する。

6 組織体制と統括責任者

本事業所における虐待防止および身体拘束適正化の統括責任者は「施設長」とする。施設長は、本指針の遵守状況を監督し、委員会および研修の実施、発生時の報告体制の整備について全責任を負う。

①選出委員の役割

1. 委員長

①実務の統括と開催調整：運営基準委に基づく必須事項（定期的な会議の開催および職員研修の実施計画）を策定し、開催日時決定および構成員への周知を確実に行う。

②活動の活性化と他職連携の推進：現場の声を積極的に吸い上げ、他職（セラピスト・看護・介護・事務職）が対等に意見交換できる環境を整えることで身体拘束委員会の活性化と形骸化防止に努める。

2. 書記

①議事録の正確な作成：会議内容（報告事例、原因分析、具体的な改善策、決定事項）を正確に記録し、誰が見てもわかりやすい議事録を作成する。

②全職員への周知徹底：作成した議事録は速やかに掲示や回覧等により全職員へ周知する。

③記録の管理と押印確認：委員会に不参加の職員に対しても議事録を確認し、内容を理解した上で押印（または署名）するよう周知・徹底し、記録の保管管理を確実にを行う。

3. 進行

- ①活動状況の把握と議題（アジェンダ）の策定：委員会の活動状況や現場から状況を常に把握し、検討すべき優先順位に基づいた会議の議題を作成する。
- ②円滑かつ有意義な議事進行：限られた時間内で効率よく有意義な会議とするために積極的な発言を促すとともに、論点の整理および時間管理を行い、円滑な進行に努める。
- ③決定事項の実行支援：会議で決まった改善策のうち、予算や設備、他部署との調整が必要な事項について事務的な側面から実行を支援する。

4. 役員の兼任について

- ①業務の状況や人員体制によりやむを得ない場合は委員長が進行を兼任できるものとする。その場合においても委員会の開催頻度や研修の実施、議事録の作成等、必須業務に支障がでないよう留意する。

②身体拘束防止委員会の開催

- ・定期的に3ヶ月毎に1回開催
- ・その他、必要時に適宜開催

7 身体拘束防止及び改善に関する職員教育・研修

介護に関わる全て職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した介護及び看護の励行を図り職員教育を行う。

【職員教育の内容】

- ① 定期的な教育・研修（年2回）を実施
- ② 新入職員に対する身体拘束廃止及び改善の為の教育・研修を実施する。
- ③ その他の必要な教育・研修を実施する。

| | |
|----------|---------------------|
| 平成29年 1月 | 権利擁護（身体拘束）の勉強会を実施 |
| 平成30年 1月 | 平成30年 7月 身体拘束の勉強会実施 |
| 平成31年 1月 | 入所 身体拘束の勉強会実施 |
| 令和元年 8月 | 身体拘束の勉強会実施 |

| | | |
|------|-----|--|
| 令和2年 | 2月 | 入所・通所 各部署での身体拘束の勉強会実施 |
| 令和2年 | 6月 | 権利擁護（身体拘束）の勉強会を実施 |
| 令和3年 | 2月 | 入所・通所合同での身体拘束の勉強会実施 |
| 令和4年 | 5月 | 入所・通所ともに DVD 鑑賞での勉強会実施（感染対策のため） |
| 令和4年 | 12月 | 入所・通所ともに DVD 鑑賞での勉強会実施（感染対策のため） |
| 令和5年 | 8月 | 入所・通所 各部署で動画視聴による身体拘束の勉強会実施 |
| 令和6年 | 2月 | 入所・通所 各部署で動画視聴による身体拘束ゼロ継続のため 施設での取り組みについての勉強会開催 |
| 令和6年 | 7月 | 入所・通所 各部署で動画視聴・課題提出による身体拘束をしないための具体策について勉強会を開催 |
| 令和7年 | 2月 | 各サービス（通所・入所）ごとに委員会を設置し運営する体制に変更。これに伴い本指針を改正。 |
| | | |
| | | |
| | | |

新入職員への研修については、新人研修用別ファイルで管理している。

【指針の設置及び改正履歴】

| | | | |
|------|-------|-----|-------------------------|
| (設置) | 平成20年 | 4月 | |
| (改正) | 平成28年 | 12月 | 実地指導にて、指導された内容を参考に改定 |
| | 平成30年 | 4月 | 新年度構成員決定 |
| | 平成31年 | 4月 | 新年度構成員決定 |
| | 令和2年 | 4月 | 新年度構成員決定 |
| | 令和3年 | 3月 | 新年度構成員決定 |
| | 令和4年 | 3月 | 新年度構成員決定 |
| | 令和4年 | 3月 | 新年度構成員決定及び前年度委員より引継ぎ行う。 |
| | 令和5年 | 3月 | 新年度構成員決定 |
| | 令和6年 | 3月 | 新年度構成員決定及び前年度委員長引き継 |
| | 令和6年 | 3月 | 新年度構成員決定 |

| | |
|----------|--|
| 令和 7年 3月 | 新年度構成員決定及び前年度委員長引き継ぎ |
| 令和 7年 4月 | 新年度構成員決定 |
| 令和 8年 4月 | 入所通所協同で運用していたが、組織改編及び 運営体制見直しに伴い、通所独立 新年度構成員決定 |
| | |

令和4年度より入所前拘束利用者の解除検討記録を取り入れている。
(一週間評価)